

浦安市難病者見舞金の支給手続きについて

浦安市では、難病者に対し、お見舞金を支給しています。

1 対象者

市川保健所(市川健康福祉センター)で発行された下記の受給者証等をお持ちの方が対象となります。
(各受給者証の発行に関するお問合せは、市川保健所をお願いします。裏面【問合せ先】参照)

- ① 千葉県特定医療費(指定難病)受給者証
- ② 千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証
- ③ 千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証
- ④ 特定疾患医療受給者証をお持ちの方

なお、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障がい者手当、心身障がい児手当のいずれかの手当を受給されている方は、難病者見舞金の対象外となります。

2 見舞金支給額

支給額	支給年月
月額5,000円	8月末(1月～6月分)
	翌2月末(7月～12月分)

3 見舞金の申請(新規申請時)

- ① 浦安市難病者見舞金支給申請書
- ② 振込先口座の内容がわかるもの
- ③ 各受給者証の写し(市川保健所より発行されたもの)

申請には
電子申請を
ご利用ください



※見舞金の支給開始時期は、難病者見舞金新規申請月から開始

4 見舞金の請求(決定後請求時)

- ① 浦安市難病者見舞金更新届
- ② 各受給者証の写し

※ ①浦安市難病者見舞金更新届は、8月支払分については6月頃、翌2月支払分については12月頃に市から発送予定です。更新届が届きましたら「②各受給者証の写し」を一緒にご提出ください。
詳細については、更新届に同封の案内をご確認ください。

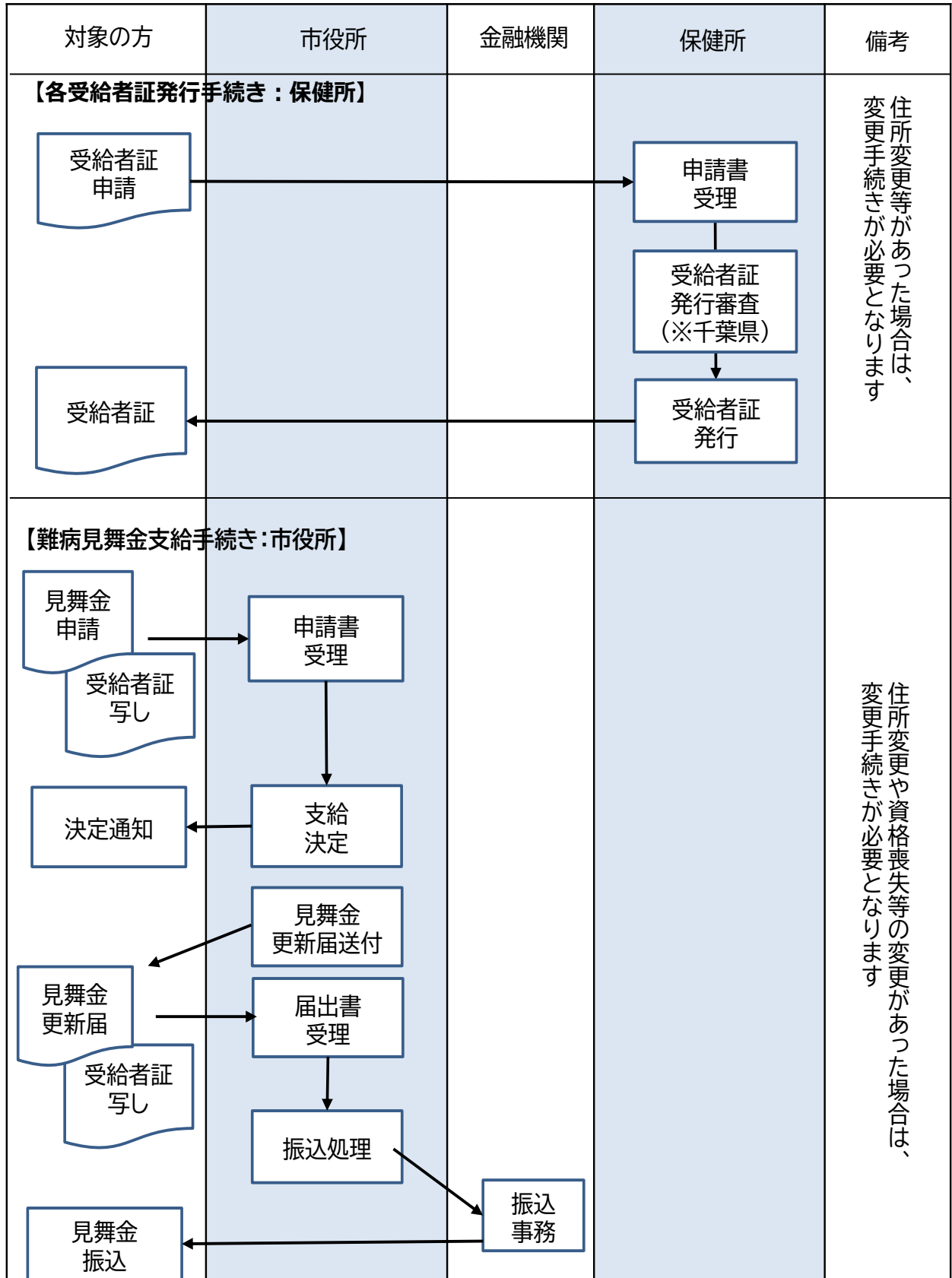
◎ 見舞金支給に関する変更・資格喪失等の手続きをお忘れなく

次の事項が生じたときは、市役所障がい福祉課に届け出が必要です。

- ① 受給者または難病者が本市に居住しなくなったとき
- ② 難病者が治癒、死亡、非該当となったとき
- ③ 保護者たる受給者が保護者でなくなったとき
- ④ 受給者または難病者が住所または氏名を変更したとき
- ⑤ 振込金融機関を変更したいとき
- ⑥ 指定難病名を追加・変更したとき

市役所への見舞金に関する変更手続きとは別に、市川保健所への受給者証に関する変更手続きが必要となる場合がございます。

参考)保健所の各受給者証発行手続き、市役所の見舞金支給手続きのフロー



【問合せ先】

受給者証の発行について・・・市川保健所(市川健康福祉センター)TEL 047-377-1101(代表)
見舞金の給付について・・・浦安市福祉部障がい福祉課 給付係 TEL 047-712-6394(直通)